

随意契約締結の報告について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」及び「伊丹市入札結果等の公表に関する要綱」に基づき、工事請負契約及び工事に係る測量・調査・建設コンサルタント等の委託業務契約について、随意契約を行った契約の内容について公表します。なお、案件の詳細につきましては、下記担当課にお問い合わせください。

1. 契約件名	令和7年度伊丹市市民課南分室移転改修工事
2. 契約の相手方	株式会社 深津工務店
3. 契約相手方所在地	伊丹市西野2丁目240番地
4. 履行場所	伊丹市立生涯学習センター（ラストホール）1階 地域包括支援センター執務室（伊丹市南野2丁目3番25号）
5. 業務の概要	令和8年度の（仮称）南地区交流センターの供用開始時に廃止を予定している南センター内にある「市民課南分室」を生涯学習センター1階へ移転するため、執務室の改修工事を行うもの。
6. 契約日	令和 8 年 1 月 5 日
7. 契約期間	令和 8 年 1 月 5 日 から
	令和 8 年 3 月 31 日 まで
8. 契約金額（税込）	9,042,000 円
9. 根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
10. 契約相手方とした理由	現在「南分室」が入っている南センターは、和8年度の（仮称）南地区交流センターの供用開始時に廃止を予定しているため、移転する必要がある。 移転するにあたり移転先の改修工事が必要となるが、工事請負の入札を行ったところ不調に終わった。 工事を行うには、現在その場所を使用している事業所を仮移転する必要があるが、仮移転場所を借りることができる期限が決まっており、また、南センターの廃止までに「南分室」を移転させる必要があることから、再入札に付する余裕がないため、随意契約とする。 三者見積の結果、最も安価であった当該事業者と契約するもの。
11. 担当課	市民課